

# Weekly Report

第491日号  
平成31年2月4日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 年次有給休暇の取得義務化のポイント

働き方改革により、今年4月から全ての企業において、年次有給休暇の日数のうち年5日は、使用者が時季を指定して労働者に取得させることが義務付けられます。

### ◆ポイント

◎対象となる労働者……法定の年次有給休暇付与日数が10日以上労働者（管理監督者を含む）が対象です。なお、雇入れの日から起算して6ヵ月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者は、10日の年次有給休暇が付与されます。

◎年5日の時季指定方法……使用者は、労働者ごとに年次有給休暇を付与した日（基準日）から1年以内に時季を指定して取得させなければなりません。時季指定は、労働者の意見を聴取した上で、できる限り希望に沿った取得時季になるように努めます。

◎時季指定を要しない場合……既に5日以上の年次有給休暇を請求・取得している労働者に対しては、使用者による時季指定をする必要はありません。

◎年次有給休暇管理簿の作成……使用者は、時季、日数及び基準日を労働者ごとに明らかにした書類（年次有給休暇管理簿）を作成し、3年間保存しなければなりません。

◎就業規則への規定……使用者による年次有給休暇の時季指定を実施する場合は、時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載しなければなりません。

◎罰則……年5日の年次有給休暇を取得させなかった場合や、使用者による時季指定を就業規則に記載していない場合は、違反となり罰則（30万円以下の罰金）が科されることがあります。

## 上場株式等に係る所得税と住民税の課税方式

上場株式等の配当所得等及び特定口座内（源泉徴収あり）の譲渡所得等は、所得税と住民税が源泉徴収されるため申告は不要ですが、各種所得控除等を適用するために総合課税（配当所得等のみ）又は申告分離課税を選択して申告できます。

この場合に、所得税と住民税ではそれぞれ異なる課税方式を選択できるため、例えば、上場株式等の配当所得等について、所得税は総合課税、住民税は申告不要とすることが可能です。

所得税と住民税で異なる課税方式を選択する場合には、所得税の確定申告書とは別に、住民税に係る納税通知書が送達される日までに、住民税の申告書を提出する必要があります。

## 外国人労働者数は過去最高の146万人

厚労省が公表した外国人雇用の届出状況（30年10月末現在）によると、外国人労働者数は約146万人（前年比14.2%増）、外国人労働者数を雇用している事業所数は約21万6千事業所（同11.2%増）となり、ともに過去最高を更新しました。

なお、外国人労働者を雇用する事業主には、雇入れ・離職時に氏名、在留資格、在留期間などを確認し、ハローワークへ届け出ることが義務付けられており、届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、罰金の対象となります。